

平康頼傳考

橘 純 孝

はし が き

現今、平康頼の作として傳へらるゝ『寶物集』には、大小幾多の異本が數へられ、果してその何れが原作なりや、或はそれに最も近き物なりやの不明なるは勿論、康頼の『寶物集』述作の眞僞すら或は疑はれんとしてゐるのであるが、かゝる問題を解決すべき最初の鍵は、先づ彼の傳記を確知するにあるべく、即ち彼が如何なる家に生れ、如何なる生涯を經、如何なる性格と素養と趣味と信仰との所有者であつたか、先決問題であらう。

然るに、從來彼の傳記に就いて記された物には、僧元政の『扶桑隱逸傳』、今井弘濟等の編した『參考保元物語』、『參考源平盛衰記』、馬琴の『俊寛考』等を初め、近くは東大史料編纂掛の編にかゝる『大日本史料』（但し寛治七年九月以降、
文治元年十一月迄は未刊）（並に最近刊行の『史料綜覽』）、手束氏の『阿波史』、藤岡氏の『鎌倉室町時代文學史』、森氏の『日本文學者年表續篇』、野村氏の『鎌倉時代文學新論』、坂井氏の『新撰國文學通史』等、『平家物語』、『源平盛衰記』、『寶物集』、『千載和歌集』、『倭歌作者部類』、『西遊記』、『東鑑』

『鎌倉春秋』『玉葉和歌集』『尾張志』『阿波志』『阿府志』『山城名勝志』(『史料綜覽』には更に『梁塵秘抄口傳集』)、地方傳説、『長門本平家物語』、『若宮社歌合』、『百鍊抄』『清涼寺縁起』、『民部卿家歌合』を夫々新に引用して、彼の流竄、家系官職、性格、傳記資料、事蹟、生處、歿年、歸京年期、趣味に就いて漠然と僅か宛その所見を添加した物が相當數多く存するが、何等好く纏まり其儘信據するに足るべき研究は殆ど無いと云つて敢て過言ではあるまい。就中、最も好い資料を提供した『大日本史料』(並に『史料綜覽』)などにしても、猶盡したりとは云へず、前掲兩歌合を缺く以外に、自分の管見に入つた物のみでも、更に『月詣和歌集』『八雲御抄』『西光消息』などが存するのである。

尤も、史學の専門家でない自分にかうした傳記の完成の更に期し得べくもないのは勿論であるが、前述の如き目的に到達せんとする初段階としての必要上、微力を鼓して前掲先人の所傳と提示と研究とに貧弱なる管見をも加へ、更に當時の日記類等を参照する事に依つて、(尤も文獻中心ではあるが)敢てこゝに能ふ限り彼の傳記を探り又確むる事とし、以て大方諸賢の御叱正を伏して希ふ次第である。

註 猶辭書類では、既に馬琴の『俊寛考』に先立つて山岡俊明の『類聚名物考』、近くは『大日本人名辭典』にも見られるが、其等は單に夫々『七卷本寶物集』『平家物語』の引用に止まり、更に一顧の價値だに存しない。

一、彼の 家 系

抑々彼の家系は『尊卑分脈』等の系圖類には全く見當らない。唯『倭歌作者部類』卷二六位の條には、

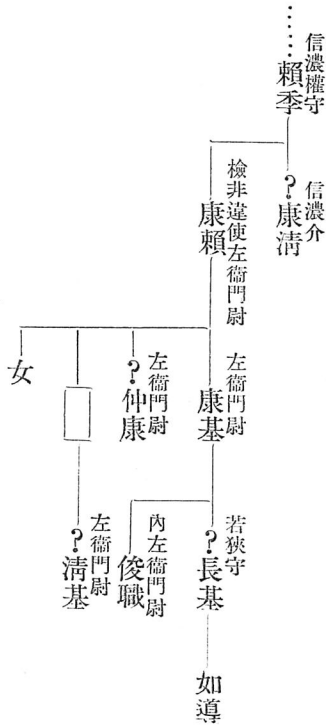
使平康賴信濃權守中
原賴季子

(註)

とあるが、此の父賴季といふ人も系圖傳記共に不明であり、既に『參考保元物語』『參考源平盛衰記』の康賴の割註も「系圖諸本無所見」とて、唯この『作者部類』を引用してゐるのみである。併し『倭歌作者部類』は建武四年、即ち康賴歿後後約百二十年頃の編輯にかゝる物で、當時猶何等かの資料の存せしやも圖られず、且つ『大日本史』國郡司表五には、この賴季の名こそ見當らないが、同條に見ゆる安元二年正月任命の信濃介平康清が、或は康賴の兄弟にして、父の跡を襲ひし者に非ざるなきやを思へば、彼の父を賴季とするに強ち差支はあるまい。尤も、彼等の平姓が清盛等の流と如何なる關係にあつたかは勿論知る由もないが、唯彼のそれに對する態度及び地位後述などから推して、尠くともその直系でなかつたらう事だけは略々明かである。

彼の母系に至つては更に知るべき手懸りなく、彼の妻に就いても同様であるが、併し彼の子孫に關しては些か所傳がある。即ち『長門本平家物語』及び『源平盛衰記』卷八には、彼の嫡子に康基といふのが有つた事を傳へて居り、別に傍證はないが否定する必要もあるまい。又『月詣和歌集』卷十哀傷の條に見ゆる彼の和歌の詞書によれば、彼に女子のあつた事は明かである。更に又『吾妻鏡』元仁元年十月二十八日の條に、彼の後裔として記せる左衛門尉清基は恐らく彼の孫に相當すべく、猶同條に

はその伯父左衛門尉仲康の名も見え、同じく正嘉二年八月十七日及び同九月二日の條には明かに康頼の孫として平内左衛門尉俊職の名が見えてゐるが、時頼の従士伊具四郎を射殺した事件に與したりとて祖父と同じ硫黃島に流されたその俊職の後は全く失墜した物か、此等を除いて彼の係累は、今の所文獻の上には全く見當らない様である。併し最近仄聞した所によれば、福井の專照寺の開基如導上人は康頼の曾孫に當るとの事であるが其父は明かでない。『大日本史』國郡司表卷三八四には、若狹守に安貞元年三月任、寛喜元年十二月罷の平長基といふのが見えるが、或は其が父で、かの俊職の處刑と共に其家も零落し如導は寺にやられたのではあるまいか、今敢て茲に憶測を提唱する次第である。今此等に依つて彼の家系を示せば次の如くにならう。



註 今は『大日本史料』文治四年三月十四日の條の引文による。其は恐らく建武四年元盛光之の編にかゝる原本に依つた物であ

らうから。明治三十五年五月國學院刊行の『校訂増補勅撰作者部類』には、

康頼六位中原信濃守頼季男

さあるが、此は康安二年正月七日光之増補の旨の跋ある流布本に依つた物で、『參考保元物語』『參考源平盛衰記』も亦、此に依つた物らしい。

二、彼の經歷

然らば次に、彼の生涯は如何なりしぞ。『平家物語』『源平盛衰記』等に記載されて後、専らその熊野勸請或は卒塔婆流の挿話に依つて、俊寛僧都と共に、最もよく世間に周知せられたかの治承元年鬼界ヶ島流謫の悲命は、全く彼の生涯のエポックであり、吾人は明かにその前後に於ける彼の凡てに變化と相違とを認め得るのである。故に今こゝに彼の經歷を見んとするに當り、便宜上一流謫以前(二)流謫時代(三)歸洛後の三期に分つて探る事としよう。

(一) 流謫以前

彼の生時に關しては今日全くその資料を缺き、その生處も『長門本平家物語』には、

「彼康頼ハモトハ阿波國住人云々」

と見えてゐるが、此とても確證なく、此が亦強ち生處を指すとも云へまい。

今の處彼の消息に就いて知り得る最初にして且つ確實な文獻は、後白河法皇の『梁塵祕抄口傳集』

で、その卷十には、保元二年九月、法住寺供養の翌日、同寺の廣御所に於て催された今様の會に、彼も成親卿以下と共に侍つた事が見えてゐる。且つ同じ卷に、

「中頃廣言、康賴こそぐして歌ふものにてあれ中略おほやうはわがやみにてありて皆人わが違はぬ弟子さもご思ひたれご違へる事多かり云々」

とあるは、彼と上皇との關係を窺ひ得べく、『愚管抄』『玉葉』『長門本平家物語』『西光消息』等の記載(註一)も合はせ考ふれば、彼が今様などに長じた處から其道に御熱心であらせられた上皇の御恩寵を忝うした事は明かである。又同卷には其後仁安四年正月、上皇第十二回即ち御出家暇申の熊野參詣の折にも成親卿以下と共に侍つた事が記されてゐる。而して『保元物語』には、此より先平治元年、新院崇徳院御經沈の事都に傳はるや、彼は二條天皇の勅を拜して讚岐國の御配所に參つたと載せてゐるが、その御經沈一件の妄譚なるは既に『參考保元物語』近くは星野博士も云はれた所『史學叢說』第一集で、『吉記』壽永二年七月十六日の條には、

「件經傳在元性法印許中略可被供養之由、以右大辨被仰左少辨光長云々」

とあり、猶『長門本平家物語』『源平盛衰記』卷八にも新院の御經を沈められた記事はないから、從て彼の御配所に參つた事は敢て信ずるにも當るまい。

次に『平治物語』卷一には、平治元年十二月廿六日夜半、後白河上皇仁和寺渡御の砌、彼が召されて

御寢所に入り、御身代りを勤めて信賴卿を欺いた話が載せられてゐるが、『百鍊抄』七卷などに依れば、この上皇仁和寺渡御は同廿五日夜の事で、日數こそ誤れ、彼が御身代りとして、殊にはその『京師本』杉原本『半井本』に見ゆる如く、「小笑ヲ頻ニシテ御マネビヲ違ハズ申」したと云ふのは、潤飾は勿論あるとしても、上皇近習の面かも「さるがう」上手な彼として、或は事實であつたかも知れ
まへし。

安元三年正月廿四日、平重盛宗盛共に左右大將となり、法皇の執事權大納言藤原成親失望の餘り西光と謀り、法皇の密旨を以て平家討亡の隱計を巡らすや、彼も亦其に加擔した一人であつた。それには勿論種々事情のあつた事であらうが、前述の如く彼が平素共に上皇の近習として成親卿と親しかつた事も亦大なる原因であつたであらう。而して『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』には、かの鹿ヶ谷會合の宴席で彼は瓶子の倒れしを見て、つと立ち上り「あゝ餘に平氏の多候に持酔て候』
とて、その首を取つて舞つたとあるが、是亦前の場合と同様事實として別段差支はあるまい。
(註二)

前來述べし如くこれ迄の彼の生涯は比較的順調であつた。今翻つて彼の官職も一應考へて見よう。『平治物語』には「平左衛門尉」、『平家物語』『源平盛衰記』にも『平判官』とのみ見え左衛門尉に任せられたのは既に平治頃からの如くで、『長門本平家物語』には、更に、

「檢非違使左衛門尉マテ成ニケリ云々」

とあり、事實「玉葉」「百鍊抄」等にも、明かに「檢非違使左衛門尉」と見えてゐるが、彼が檢非違使に任せられた時は此亦明かでない、「大日本史」の藏人檢非違使表には、承安四年以降に彼の名を掲げてゐるが、その典據は未だ管見に入らない。(註三)併し兎に角その官職を見ても清盛一門に比しては左程花々しい物でなかつたが、比較的順調に進んだ事だけは事實であらう。

併し、かの隱謀は忽ちにして露顯し、正に安元三年六月三日夜亥刻、彼も亦捕はれの身となつて(今「玉葉」に依る。「平家物語」に「六月一日」とあるは誤。)八條に召籠られ、武家(「源平盛衰記」「長門本平家物語」に依れば妹尾太郎兼康)に預けられて(「仲資」)翌四日巳解任(「玉葉」)、「愚昧記」(「廣王記」)、其後旬日を出でずして遂に成經、俊寛と共に遠流の刑に處せらるゝ(「百鍊抄」)、(「代要」)身とはなつた。

註一 「愚管抄」には「康頼などいふさるがうくるひものなど、にぎ／＼と召つかひて云々」とあり、「玉葉」には「法皇近習之輩也」と見え、「長門本平家物語」には「人品サシモナキ者ナリケレ共諸道ニ心得タル者ニテ君ニモ近ク召仕ハレ參ラセテ云々」と載せ、「西光消息」には「ゆゝしくたゝほへ候ものにて云々」と記されてゐる。

註二 「平家物語」諸本には鹿ヶ谷の會合に上皇の御臨幸ありし由を載するも、「源平盛衰記」には靜憲御幸を止め奉るとあり、又前者には瓶子の倒れしを成親の袖に觸れてとあり、後者には誰ぞ指さざる等、兩者の記述の間に少しく相違あるも、今は傍證なく是非は決し難い。

註三 「大日本歴史集成」卷上には、保元の亂後「檢非違使康頼を抜んで、藏人せせり」とあるが、其は何に據つた物か未だ管見に入らない。併し前述の如く新院の御配所に康頼の差遣された事が既に疑はしい事で、其他に如何なる功名が彼に於てあつたかは全く不明であり、又當時既に彼が檢非違使だつたか否かも甚だ怪しい。因に「西光消息」には「兵衛尉」と見えてゐる

が、西光は鹿ヶ谷の會合の旗頭で事露はる、や直に斬罪に處せられて居り、又此には上皇今熊野行幸の事が見えるが今熊野は『百鍊抄』によれば應保元年十月十六日遣營故これはそれ以後治承元年六月以前の物なるは明かで此に依れば少くとも應保元年十月以前に於ては恐らく彼は兵衛尉であつたこと云へやう。

註四 諸書共に多く「是月」のみ記し、六月中なるは明かなるも、日附は明かでない。『參考源平盛衰記』には「按一代要記、治承元年六月十三日俊寛配流」とあり。唯該書にしかくあるのみ。蓋し『長門本平家物語』に「六月二十五日には少將福原を立給ひ三人つれて西國へ赴く」とあるに略々符合する物で、此等は全體に於て穩當と云へやう。

(二) 流 謫 時 代

『平家物語』諸本には、彼が配所に赴く途中、周防の室積で出家し、法名を性照と附して、「遂にくく云々」の歌を詠じたとあるが、『長門本平家物語』及び『源平盛衰記』には、その出家の場所を攝津の小馬林とし、その時の詠として更に各々一首宛を加へて居り、それを剃つた髮に添へて故郷に送つた處妻は一目見るより氣絶したとあつて、後者に於ては稍潤飾も加はつた様であり、出家の場所は今直に定め難いが、『吾妻鏡』の文治二年閏七月廿二日の條以下に、「康賴法師『康賴入道』とあるに依つても既にそれ以前に出家してゐた事は確かで、兎に角その比彼が出家して名を性照と改めたらう事は、歸洛後その名で歌合などの席に列つて居る^{後述}のを見ても略々明白である。

島への道順は『長門本平家物語』のみに見ゆる處で、それに依れば、彼は攝津小馬林を過ぎて後備中瀬尾の湊ユクキから乗船し、豊後水道を通つて日向アヤへの湊和歌の津に上陸、島津ノ庄に至り

霧島社に七日參籠し、大隅ケシキの森を過ぎて正八幡宮を餘所乍らに拜し、遂に島に渡つたと云ふのであるが、これには別段傍證はない。

次に配所に就いては、『百鍊抄』等には島名なく、『愚管抄』には單に油黄ノ島、『平家物語』諸本には鬼界島とのみ見え、『長門本平家物語』及び『源平盛衰記』には鬼界島とは十二島の總名で、初め康頼、俊寛、成經の三人は夫々ちと、白石、硫黄の三島に捨てられたが、康頼、俊寛の二人も後には成經の配所硫黄島に寄合つたところがあるが、何等傍證のない今はその兩説何れとも決し難い。

偕てその島が『平家物語』諸本、『源平盛衰記』の記載の如く、全く衣食の道の絶えた處であつたらう事は、後の『殘太平記』の記事に依つても思ひ合はされる所であるが、幸ひ成經の舅、平宰相教盛の領たる肥前國鹿瀬ノ庄から(註一)常に送り來る衣食に依り、康頼俊寛の二人も救はれてゐたらう事も、亦恐らく『平家物語』二『源平盛衰記』七の共に記す處の如くであつたであらう。

猶『平家物語』諸本、『源平盛衰記』には、彼は(一)成經を誘ひ、島中類似の箇處を求めて熊野社を勸請し、特に彼は日參の都度祝詞を上げ、歌ひ又舞ふて一途に歸洛を祈願し、終に靈夢を蒙つたと載せ、(二)又、千本の卒塔婆に「薩摩湯云々」「思やれ云々」の二首の歌と阿字の梵字及び己が名を記して海に流した處、その一つが安藝の嚴島に著き、會々其處に彼が赦免を祈つて居たゆかりの僧、此を得て都に上り、康頼の老母や妻子に見せ、遂にはそれが觀覽に入り、入道相國も見たと記し、猶『長

門本平家物語』及び『源平盛衰記』には、もう一本は熊野の浦に著いたが、夫々憚つて公にしなかつたとか、目にとむる者もなかつたとか述べ、(三)更に其等兩書には、彼の嫡子康基が清水寺に百日の間參籠し、信解品を讀誦して父子の再會を祈つた處、八十餘日にして康頼へ白馬の奇瑞のあつた由を叙してゐるなど、依つて以て俊寛と對比し、彼等兩人のみが赦免の恩澤に浴した關接的な原因としてゐるが、此等の挿話は全くの妄譚でない迄も潤飾の多い事は勿論否めまい。即ち第一第三の靈夢、奇瑞の事殊に然りで、特に第二の卒塔婆流の挿話の如き、津田氏も云はれた様に(文學に現はれたる我が國民思想の研究、武士文學の時代)、既に作者自身が此を蘇武の雁書(後述)の故事に比して居り、又潮流などの關係を考へても、熊野漂着は暫く問はず、その嚴島漂着は到底受取れない事で、而かもその歌一首は彼の歸洛(後述)後間なしに撰まれた『千載歌集』(卷八)に入れられてはゐるが、其は強ひて云へば、彼が誰かに委記してしかく都に傳へさせた物が入集したか、或は却つて歸洛後に於て在島中の彼の詠のかの集に載せられた物が平家の最も尊ぶ嚴島或は熊野に附會して造られた話かも知れず、この後者に於て或はより多くの可能性が存するのではあるまいか。

明けて治承二年中宮(建禮門院)御懷妊、六月廿八日御着帶の儀あり(玉葉山、槐記等)。門脇宰相教盛の歎願により、小松殿父禪門に向ひ、中宮御産平安御祈の爲非常の大赦行はれ、成經等も召還あるべき由の御勧め有り。依て同七月(平家物語諸本には下旬、源平盛衰記には上旬)、丹左衛門尉基安を使者として鬼界島に遣はされたが、

海路心に任せず、九月（『平家物語』諸本には廿日比、『長門本平家物語』には半過、『源平盛衰記』には八月下旬薩摩着上旬）漸く彼の島に着き、成經康頼兩人に對する入道相國よりの赦文を交附した（『平家物語』では俊寛に、『源平盛衰記』には成經に。且つ『長門本平家物語』及び『源平盛衰記』には赦文に七月三日の日附あり）と『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』にあるのは略々信用し得よう。即ち中宮御安産祈願に大赦の行はれた事は、當時の日記類にこそ見當らないが、相國が初めて中宮に立てし己が女の而かも初度の御産平安祈願の爲に大赦を行つたらう事は蓋し有得べかりし事と思ふ。

扱て『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』に依れば、かくて成經康頼の兩名は俊寛に夫々夜の衾一部の法華經（『如自本平家物語』のみは此の逆。）を形見に残し、赦免の使の船に乗り、例の肥前國鹿瀬ノ庄に至つて（『源平盛衰記』には此より先、九月）年を越し（『平家物語』諸本では平宰相よりの使の言に「年の内は波風も烈う道の間も唯」爰に暫く逗留して日比のつ）明けて治承三年正月（『平家物語』諸本には下旬、『長門本平家物語』には廿日、『源平盛衰記』には十日比）其地を發し都へと急いだが、猶餘寒酷しく海上荒れ、二月（『平家物語』には十日比、『八坂本平家物語』及び『源平盛衰記』には廿日比）漸く備前の兒島に着き、少將の父成親の跡を弔うて七日七夜の不斷念佛を修し、三月十六日（『平家物語』諸本、『源平盛衰記』共に一致し、唯『佐野本平家物語』に十八日とあるの誤なるは既に『参考源平盛衰記』に云へり）の夕つ方鳥羽に著いて復成親卿の山庄洲濱殿に故人を忍び、都からの迎の車に兩人同車し、夜更けて京師に入り、七條河原（今『平家物語』に依る。『長門本平家物語』『源平盛衰記』には「は夫々」七條東の朱雀「六波羅」とあれど略々其場所一致す）に名残を惜みつゝ別れて、康頼は東山雙林寺の己が山莊に入つたところである。因に、南谿子の『西遊記』には、島を出た二人は大隅國加治木に着き、やがて宮内の八幡宮に參詣、その社家留守氏の家で康頼

夫婦對面の事あり、次いで霧島に詣で打連れて歸洛せし由傳へてゐるが、これに依れば彼等は日向の方に出た様であり、又彼の妻が夫を慕ふて此處に來り留守氏の家に一年程も居たと云ふのは明かに『平家物語』殊にはその『長門本』及び『源平盛衰記』の記述と矛盾する物で、この俗説を何處迄信すべきかは全く疑問に屬する。併し、この歸洛の年期に就いては、相當異論の存する處で、現存『寶物集』諸本の冒頭には、

「治承元年ノ秋薩摩國ノ島ヲ出テ同二年ノ春再度舊里ニ歸テ侍リシカトモ云々」

とあるが、既に彼の流竄の時が前述の如く明かに治承元年の秋なる以上、それが誤なるは勿論で、恐らくそは誤寫誤傳の致す所なるべく、今日僅か乍らもその證據は認め得るのであり（此に就いては追て稿を改めて發表する機會）、又その外には別に傍證とて無いが、奇しくもこの日附だけが諸本共に一致してゐる『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』の説を、比較的穩當な物として自分はそれに従ひ度いのである。

註一 『大日本地名辭書』には『鎮西要略』の文、

「但諺曰、俊寛僧都之童僕有王、與荒木乘觀相識、而來於加瀬云々。俊寛墓、今猶在加瀬法勝寺。」

を引いて「今按、嘉瀬庄ハ昔京ノ法勝寺領歟」と推してあるが、此は『平家物語』などの所傳と抵觸する物で、その俚諺の成立が何時頃なるかの不明なる以上、遽にその是非は定め難い。併し『大日本史』國郡司表に依れば、教盛の當時その國に國守たりしは明かで、『平家物語』等の記事も強ち誣言ではあるまい。

註二 藤岡氏が「治承元年云々の文句は誤寫なるべきも、歸洛の日は『盛衰記』の方却て信す可らざらん」取『鎌倉室町時』と云意（代文學史）

はれたのは、比較的穩健な説であらう。併し野村氏は「治承元年云々」とあるが、此は『平家物語』の記載から見ると一年前であり、又嵯峨の釋迦堂の事も『百鍊抄』では治承元年二月十五日の條に釋迦堂の記事あり、猶『清涼寺縁起』では「治承元年丁酉の春の比諸人に夢想の事あり云々」とあつて更に一年前なるは訝し取（鎌倉時代）と云はれたが、現行『寶物集』の誤れるは既に本文に述べた如くであり、『百鍊抄』の記事はかの釋迦像歸竺の事とは無關係なる如く、建春門院の乳母若狭局が女院の追善供養を行つた物であらう事は當時諸處にその供養の行はれた事の日記類に散見するを以ても略察せられるし、又『清涼寺縁起』はその成立年代も遙に下り、而かも縁起類の常として左程歴史的に正確さを期する事は出来ないから、それらの間の年期の相違をしかく問題とするにも當るまい。

(三) 歸 洛 後

『平家物語』の伊藤、八坂、如白の三本及び『源平盛衰記』には、彼は歸洛直後、その母の彼の歸洛の後、を思ひの種に五日前途にあへなく此世を去られし由の報に接し、「薩摩湯云々」の歌は誰が爲詠せしとて涙に咽んだとある（『平家物語』の三本には「先母ノ行ヘナ問ケルニ或者ノ申ケルハ云々」とあり、『源平盛衰記』には「明ヲ遲シト待ケルガ同十七日二人ヲ語ヒテ母カモトヘ遣シケル云々」とあつて兩者少）が、『流布本平家物語』等にはこれに關する記事なく、『長門本平家物語』には、歸洛後十二三日にして彼も亦成經と共に相國から召され、時に「康頼の母の歎、少將の妻其父上の御歎」云はん方なかりし云々と、却てその母猶存生の旨を傳へてゐるが、其他に別に傍證がないから今遽にその是非は決し難い。

又同じく『平家物語』諸本（但し『長門本』を除く）及び『源平盛衰記』には、彼はその後雙林寺の山莊に籠居して

「憂かりし昔を思ひやり」なからん跡の形見とて涙の隙々に『寶物集』といふ物語を書いたとあるが、果して彼が『寶物集』を造つたであらうか。それには今改めて此處に云ふ迄もないが特に先づ『平家物語』の成立年代が問題となる。菅茶山の『筆のすさび』に云ふ承久ノ亂後鎌倉將軍藤氏二代の間(嘉祿二年より建長四年まで)この説は今日猶動かし難い物の如くであり、山田孝雄氏はこの推論を穩當としつゝ同様の論法を用ひ八坂本に依り遙に溯つて「略々建久より建保まで約三十年の間」(古典全集所載の同氏の序説)と推定せられたが、若しこの説にして確かなりとすれば、康賴の没後後間もなく出來た物と云ひ得、従つてその康賴『寶物集』述作の記事をその儘信用し得よう。併し猶『平家物語』には成立年代の不安を免れないが、確かな資料として自分は順徳院承久初頭の御作たる『八雲御抄』を掲げたい。即ちその卷一の終「學書」の條には、明かに、

「寶物集 康賴」

と康賴の名が附記せられてゐるのである。院は建久八年即ち彼の没年頃の御誕生であるが、彼の没後約二十年に當る承久頃迄に既に御覧あらされた事を思へば、先づ彼の『寶物集』述作の事實は信じて間違あるまい。併し彼が何時頃其書を物したかに就いては、該書に關する詳細なる研究に待つ所が多いから、此に就ては追て機會を待ち稿を改めて論ずる事としよう。(尤も「八雲御抄」に學書として掲げられてゐる以上、既にそれが幾分なりとも和歌に關係ある物なるべきは推定し得べく、それは又和歌に相當の修養と造詣とを持つて居た彼(後述)の作として當然であり、彼が和歌に意を注ぐに至りし事の歸洛後なる(後述)を思ひ合はすれば、尠くとも流謫以前又は流謫時代の作ならざる

べきは唯この一事に依つても略明かである。

猶『源平盛衰記』一卷十には、

「丹波の少將も康頼入道も歸洛の後は、毎日法華經一部を暗誦し、よもすがら彌陀念佛を唱て一筋に後世の爲に廻向して今に不怠」

とあるが、此にも勿論潤飾は多からう。然らば歸洛後の彼の生活は果して如何であつたらうか。

『吾妻鏡』に依れば、歸洛後七年即ち文治二年閏七月廿二日、その嘗て尾張國在官の當時義朝の墓を修めた功に依つて、彼は頼朝から阿波國麻殖保々司(註二)に任せられてゐるのである。即ち

「閏七月二十一日癸卯、前廷尉平尉カ康頼法師、浴恩澤、可爲阿波國麻殖保々司元平氏家之旨、所被仰也。故左典

麻朝墳墓在尾張國野間庄、無人于奉訪没後、只荆棘之所掩也。而此康頼任中赴其國時、寄附水田三十町、建小堂

令六口僧修不斷念佛云々。仍爲被酬件功、如此云々」

とあるのであるが、彼の尾張國在官の時代及びその官位は今日迄全く不明であり、馬琴の『俊寛考』には

「この人歸洛の後、東山雙林寺のほごりに閑居し、平家西海に没落するの日、鎌倉の旗色を見て、尾張の内海に退隠し、草庵を締びて左馬頭義朝の菩提を弔ふと稱し、且暮にその墳の塵を掃へり云々」

とあるが、此は『吾妻鏡』の記事に依り乍ら其に合致せぬ物故今は問題とはならない。又『尾張志』平

判官康頼之墓の條には、

「この人平氏の家人ミ東鑑に割書にある如く、かの家にしたしかりければ、頼盛卿の尾張守のまき目代等にて下國し、政務を行ひし節、義朝朝臣の横死の地に堂を建て水田を寄附し僧を置いて佛事を修せしなるべし」

とあるが、その推論の當らざるも亦火を見るよりも明かなるべく、頼盛は平治の亂に於ける功に依つて尾張守に任せられたのであつて『公卿補任』に依れば平治元年十二月任、長寛元年正月罷であり、その任直後の翌永暦元年正月其地に横死した而かも頼盛等の敵義朝の墓を、僅かに滿四ヶ年の任中に、假令彼が其後清盛等に敵對した人たるを考へ合はずとしても其墓下にあり乍ら、公々然と修め得たとは殆ど考へ得べき事でない。今試みに『大日本史』の國郡司の表により、平治以後文治迄の條を見るに、かの頼盛の次に任命されたのは同じく平氏の重衡、保盛であり、仁安元年十二月保盛罷任

(權介三善行
爾も同年罷)の後は、

「藤原家教^{仁安三年十二月權官任}?

〔權介〕小槻廣房<sup>嘉應元年正月任
承安三年罷</sup>

藤原範能<sup>嘉應元年十二月任
嘉應二年十二月罷</sup>

(姓缺)信業^{承安四年三月見}

藤原盛頼<sup>治承元年六月見
尋爲平清盛所殺</sup>

と治承元年六月迄は大體に於て藤原氏が續いたが(信業は姓を缺くが、恐らくは亦藤原氏か)、盛頼の清盛に殺された後は亦平氏が多く任せられてゐる事に氣附く。併し康頼が治承元年以後に於て、而かも平氏の幕下として(よし「長門本平家物語」に見ゆる如く、その後清盛に呼ばれて復用ひられたとするも、前の場合と同様、その敵の墓は公然と修められまい)此國に任を受けた筈なく、且つ今掲げた家教は康頼が若年の頃から今様などの席で親しかつた成親の同母弟であり、以下の三名は系圖こそ不明であるが、最後の盛頼の如き(その殺された事の典據は)、『玉葉』、『百鍊抄』等に依れば、亦明かに成親の黨類として治承元年六月十八日成親、成經、親實と共に解官された人であつて、これらを思ひ合はする時、康頼が當國に任を受けてゐたのは、少くとも此仁安三年十二月以後、治承元年六月に至る八ヶ年半の間であつた事は確かである。併し既に『尾張志』大御堂寺の條にも「守か介か權介か今は知りがたし」とある如く、その官職は明かでないが、其間猶國守の有つた様で、權介なども今は僅か一人しか傳へて居ない所を以て見れば彼はその頃その何れかの任を受けて當國に下つて居、平素己達の憎む清盛等の爲に悲しく亡びた義朝に同情して、その墓を修めたものであらう。

かくて、その功は報いられ、彼は麻殖保の保司に任せられたが、地頭成綱が應せず乃貢手を空しくしたので遂に翌々文治四年三月十日幕府に訴へ出た。而かも當保は内藏寮濟物運上の地で、成綱はそれをも抑留してゐた爲、院宣も度々下つたので、賴朝は御書を下してその濟物以外の乃貢をば康頼に中分せしめたが、成綱は猶それにも應じなかつたと見え、同八月廿日再び康頼は訴狀を鎌倉

に奉り、一方院宜も復下つたので、茲に頼朝は地頭成綱を厳しく戒責し、漸く事件の落着を見た事は同じく『吾妻鏡』に詳かである。(註三)

次に『阿波史』に依れば、

「一、茲に康頼は二寺院を建立し、治承養和の亡人を弔ふた。(二)又知多尾にも東山都にも所録あればにや寺院を建立した。(三)且嚴島には鬼界ヶ島より許され還りし記念としてか、石燈籠を奉獻した。今も同地の名所となつてゐる。多分嚴島神社は平氏の尤も尊ぶ所であるので謝恩の考でもしたものと云ふ源平盛衰記等」(一)麻殖の二寺院は中古合して慈眼山玉林寺と稱してゐるが、茶臼を傳へて彼の遺愛だ云ふ事である。」

とあるが、就中(二)は第一時間的にも信じ難く、(三)も亦後代の假託としか思はれない。即ち先述の如く(二)は共に流謫以前の物なるべく、(三)も亦卒塔婆流の事それ自身が既に疑しい物なるが故である。併し唯茲に(一)だけは一考を要する問題であるが、これに關しては今何等根本資料はない。『寺院總覽』には、

「玉林寺、臨濟、妙心寺派、慈眼山。

麻殖郡森山村山路ニ在リ。文治年間平康頼ノ開基ニ係ル。明曆年中、本宗ノ本寺トナル。本尊ノ觀世音像ハ承安年中康頼配流ノ砌、後白河法皇ヨリ下賜セラレタモノナリト傳フ。」

とあるが此は寺傳などに依つた物であらう。康頼の配流を承安年中とするなど甚だしい誤も存するが、『阿波史』に云ふ茶臼、これに云ふ本尊は暫く問はず(此等は共に恐らく後世の假託であらうか)、かの訴訟事件も片附い

た文治の終頃、彼がその地に落着いて後、それ等兩書に云ふが如く、かうして寺院を建立したらう事は、篤信な彼後にあつては、事實とするに強ち支障もあるまい。且つ『阿府志』には、

「鬼界峠、同郡（〇麻）森藤村ノ山ニ在、往古ハ鬼界寺ト云寺在シトナリ、平判官康頼ノ舊跡也。（中）鬼界寺トハ鬼界ヶ島ニ此山ヨリ見ル所ノ景色似タリトテ號シ給フ、其先康頼マシクテ鬼界ヶ島思召被出、鬼界峠トモ名付給フ」

この記事が見えるが、この森藤村と云ふのも山路村同様森山村の一小字で、この鬼界寺が或はかの『阿波史』に云ふ彼の建てた二寺院中の他の一であり、後に玉林寺に合併された物かも知れまい。而して又『阿府志』平康頼廟の條下には、

「又有加須加美詞、其主天津兒屋根命、在康頼廳址之側、相傳文治中康頼所置」

とあるが、その加須加美詞も亦事實彼の祠つた所かも圖り難いのである。

次に又、吾々は彼が建久二年三月三日の『若宮社歌合』、同六年一月廿日の『民部卿家歌合』に、沙彌性照の名で列つてゐるのを知る。併し乍ら其後の彼の消息に至つては杳として文獻の上に見るを得ず、數年を隔て、正治、建仁の交さしも頻繁に催された歌合に彼の列席を全く見かけないのを以てすれば、恐らく彼は其後幾何もなくして、他界の客となつたのであらう。

かくて彼の没年に關しては全く知る由もないが、彼の墓は今（一）尾張野間ノ庄の大御堂寺、（二）京都

東山の雙林寺、(三)阿波の山路村の三箇所にある。併し(一)は既に『尾張志』に『頼朝卿武家一統の治世の後、此判官の墓をつきて、恩を謝せられしといひ傳へたり』とあつて、蓋し假の墓であらうし、(二)は幾分の可能性を含む様ではあるが、これ亦恐らく後人の彼の遺跡に築いた物で、眞實の墓はやはり(三)であり、『阿波史』にも云ふ如く、彼は餘生を京都と阿波との間に送り、今は阿波の山路村にある古墳の下に永く眠つてゐるのであらう。

註一

併し行つて見れば、案に相違し酒など迄饗應され、少將は知行を受け出仕を勧められて後には中納言に迄成つたさある。

併し『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』では、成經のみが十八日に招かれ、前者では「本の如く院へ參らせ給て宰相中將迄上給ふ」とあり、後者では大納言迄成つたさあるが、『公卿補任』に依れば、その復官したのは「壽永元年十一月十三日從四位上(大嘗會叙位、院御給)、で歸洛後三年を経て居り、中將に任ぜられたのは元暦二年六月十日、參議に任ぜられたのは建久元年十月廿六日(右近中将如元)で、其後建久四年十二月九日皇太后宮太夫となり參議中將を去つて後、建仁二年同官で薨じて居るのであつて、諸本中『平家物語』の記載の最も正鵠なるを知るのであるが、該書には康頼の母の生死に關する記事なく、其を決すべき一助ともならぬば遺憾である。

註二 『阿波史』の註に

「保といふは里さなるには足らざりしものが開拓せられて多くの戸數さなりしに拘らず稱するものにて庄と同じ事である。今の麻殖郡山路村あたりが當時の麻殖の保である。」

とあり、又『阿府志』に、

「在廳ノ跡ハ同村(○麻殖郡)ノ田中ト云アタリニ在」

とあるは、又以て參考に資すべきである。

註三 猶吾妻鏡元仁元年十月廿八日の條には、彼の後裔清基が地頭小笠原長經を相手取つて訴訟を提起したが、承久の亂に官軍に味方したりとの故を以て棄捐された事が見え、又同書正嘉二年八月十七日並に同九月二日の條には、康頼の孫俊職が時頼の従士伊具四郎を射殺した事件に與せりて、祖父と同じ硫黄島に流された事が記されて居る事は既に述べた。

以上で保元二年(一七)以降、建久六年(一八)に至る前後卅八年間の消息を略々探り得たが、その中主要にして且つ比較的明確な事蹟のみを摘出して彼の年譜を作れば、大體次の如くならう。

(康頼年譜)

紀元	年號	月日	事項	資料
一八〇〇				
一八一〇				
一七	保元二年	九月	法住寺今様會ニ列ル	梁塵秘抄口傳集
一九	平治元年	十二月廿五日夜	上皇仁和寺渡御ノ砌ソノ御身代ヲ勤ム 因ニ上皇時ニ三十三歳	平治物語
一八二〇				
二九	仁安四年	正月	上皇(第十二回)熊野詣ニ侍ス 九日精進始、十四日發、二月九日迄	梁塵秘抄口傳集
一八三〇				

一八六〇	五五	五一	一八五〇	四八	四七	四六	四二	一八四〇	三九	三八	三七	?
	建久六年	建久二年		文治四年	文治三年	文治二年	壽永二年		治承三年	治承二年	安元三年	
	一月廿日	三月三日		三月十四日	九月	閏七月廿二日			三月十六日夜	七月三日?	六月三日夜	
	民部卿家歌合ニ列ル	若宮社歌合ニ列ル		同八月廿日康頼再ビ訴へ頼朝地頭成綱ヲ嚴シク戒責ス 康頼訴へ頼朝麻殖保内藏寮濟物以外ノ乃貢ヲ中分セシム。	〔千載和歌集〕ニ其歌四首ヲ入レラル	頼朝ヨリ阿波國麻殖保々司ニ任セラレ	〔月詣和歌集〕ニ其歌五首ヲ入レラル		歸洛	赦免、九月使者島ニ至ル	此頃尾張國ニ任テ受ケ義朝ノ墓ヲ修ム 捕ヘラレテ八條ニ召籠ラレ翌日解任、後遠流	
	民部卿家歌合	若宮社歌合		吾妻鏡	千載和歌集	吾妻鏡	月詣和歌集		平家、盛衰記	平家、盛衰記、保曆間記等	玉葉、仲資王記、愚昧記 百鍊抄、一代要記等	(大日本史國郡司表)

三、彼の 姓 格

彼の性格を窺ふに最も好い資料は『梁塵秘抄口傳集』で。それには後白河上皇が彼の今様を評された御言葉に、

「さ。こ。く。も。あ。り、
娑羅林早歌なき辨へ歌ふ事心えたる上手なるが、歌の程より心がすぎて、まだしき歌をもこく心みて、のきむる事なくて歌ひ過ち多かり。略たしなさすうははしりて物を習ふ故也云々」

とあり、以て彼の性格の大半を知るに足らう。即ち彼は才智の人であつたが、その輕卒さが時折失敗を招かした様であり、前に述べた彼がかの鹿ヶ谷の宴席に於て瓶子の首を取つて舞つたといふ話の如き事實の當否はともかく、此と場合こそ異れ、よく彼のこの性格を表象した物と云へよう。

馬琴はその『俊寛考』の終に於て、『源平盛衰記』及び『西遊記』の記事に依つて、

「康頼法師中實は親を思ふ事等閑なりしにや、中妬猜の心なくともなきてその妻が姑に仕へずして境を越えて寢食を他人に任せしを責めざりつる。才あある者は徳なく言お多るき者は徳なしいへるがここく、康頼は多能の人なれご忠孝の道には志薄かりけり一

と云ひ、又『寶物集』『吾妻鏡』の記事によつては、

「亦この人の著述せし寶物集を閲すればその談悉く浮う闔くわんに傍た媚めいし、中加之、この人歸洛の後東山雙林寺に閑居し平家西海に没落するの口、鎌倉の旗色を見て尾張の内海に退隱し、草庵を締びて左馬頭義朝の菩提を弔ふこ稱せうし、

且暮にその墳の塵を掃へり。奸詐[△]推して知るべし。中略およそはこの人輕薄[○]にして禍を招き、輕薄にしてまた福を得たれき、康賴^{平判}官 康基^{左衛門尉}俊職父子僅に三代にしてふた、び流竄せられ、子孫終に凋落せり。」

と云つてゐるが、前者にあつては既にその原典の記事疑はしく、即ち『平家物語』等に見ゆる卒塔婆流の一條を以て『扶桑隱逸傳』以來傳ふるが如く、直に彼を孝子と見るは問題であらうが、馬琴の云ふが如き不孝の子では更に無かつたであらう。而して又後者にあつては自説の爲に原典を曲解した傾きあり、(寶物集の事は今暫く預るゝとして)全くその當を逸した論たる事は前述の彼の經歷の條に照して明かなるべく、彼の所謂奸詐なる評語に至つては豪も當らないと自分は信ずる。併し彼が「才ある者」とか「輕薄なる者」とか評した言だけは『平家物語』等の記事に依つても推察し得るとは云へ奇しくも遇合したのであつた。

とは云へ、その輕薄な性格も、かの流竄の悲運を轉期として、又寄る年波と共に、餘程落着いたらう事は、彼のその後の動靜に依つても略々推察し得べく、それは以下の叙述に依つて更に確められようと思ふ。

四、彼の素養と趣味

彼が才智の人であつたらう事は既に述べたが、彼の母は全然不明であり、父もその傳記が明かでないから、官名から推して相當な家庭であつたらう事は想像し得ても、果して彼がどの様な教育

を受けたかといふ事は全く知る由もない。併し既に彼の經歷の條に於て一言した如く、その今様などの雜藝に長じて後白河上皇の御恩籠を忝うし、又和歌にも秀れて『千載和歌集』以後の勅撰集にも入り、晩年建久年間には二度迄も歌合の席に列した事は明白な事實である。然らば彼の雜藝、彼和歌は果して如何なる物であつたらうか。

(一) 雜 藝

後白河上皇の『梁塵秘抄口傳集』卷十には、

「中比廣言康賴こそぐして歌ふものにてあれ、これらもこゝろより歌歌ひしりたる歌も多かりしかぎ、略ぐして歌ふに聞きこりて直すもあり、又教ふる歌もあれば、おほやうはわがやぎにてありて、皆人わが違はぬ弟子こも思ひあひたれぎ違へる事多かり。略康賴(は)やうの歌も足柄なぎも我にも多く習ひたり。たきの水小大進こひせば、さはのあこ丸に習ひたるここそいひしを、我に習ひたりいふこかや、節もすこし、さけなき處ありし物を。」
 とあつて、彼が上皇に近仕し奉る前既に小大進やさはのあこ丸等に學んだ事があり、上皇に仕へ奉る様になつてからは又上皇から教へられ、又自ら直す節もあつた事が知られる。且つ同じ條に、
 「康賴聲に於てはめでたき聲なり。細くけうらなるうへに、人うてせず、いきつよし。聲をのこにおこしすへて、そこにつかひて、しづみにしむ事つぞなきはつかひがら也。さこくもあり、娑羅林、早歌なぎ辨へ歌ふ事心えたる。上手なるが、歌の程より心がすぎて、中煩はしくおきなき處を歌ふおりのあるぞなむにてある。たしなきずうは

、しりて物を習ふ故也」

と評せられてゐるのを見れば、彼は美聲の持主であり上手でもあつたが、前にも述べたその輕卒な性格が禍して時折り下らぬ失敗を招いた事が窺はれるのである。

併し翻つて彼の經歷を辿る時、吾々は、彼が雜藝に身を染めてゐたのは、主としてかの流謫以前に於て、あつた事に氣附く。即ち流竄以前には諸處の會合に於てその藝能を發揮した事が、種々の文獻の上に見られるが、歸洛後の彼に就いては全くさうした所傳が無いのである。そして逆に、前には殆ど見られなかつた和歌の事が頻りに見えて來、こゝにも彼の生涯の轉期は明かに認め得るのであつて、彼の趣味は貶謫以後、より落着いた物へと進展したのであらう。

(二) 和歌

彼の和歌は『勅撰作者部類』に依れば、

【千載】旅二雜中一釋二玉葉一旅二新續古一戀五一

とあつてその六首勅撰に入集した事が知られるが、既にこの『千載和歌集』以前の私撰『月詣和歌集』には、それに入集した「かくばかり云々」の歌以外に猶四首(合計五首)入れられて居り、又後の建久二年の『若宮社歌合』、同六年の『民部卿家歌合』には、夫々三首、五首の詠作があり、猶『寶物集』『平家物語』諸本『長門本平家物語』及び『源平盛衰記』には、それ等以外の歌合計六首を傳へ、以上全部で合

計廿四首の歌が現存してゐる事となるが、就中最後の六首は必ずしも信を置き難いから、信用すべきは先づ前十八首（尤も猶『紅葉和歌集』の一首は、『平家物語』『源平盛衰記』等に出でた物の様で、疑はしいが）である。

前にも一言した如く、彼の和歌の初めて見られる『月詣和歌集』の出來たのは、彼の歸洛後僅に三年目であり、其後五年にして成つた『千載和歌集』に載せられて居り、更に四年宛を隔て、再度迄歌合の席に列つてゐるのを見れば、彼は歸洛後に於て初めて歌人としての地位を得た者と云へよう。假令それ以前から和歌に對する心懸けは勿論持つてゐたとしても。

然かも建久二年の『若宮社歌合』に於ての相手は右大臣家佐で二對一で彼の勝、同六年の『民部卿家歌合』に於ての相手は沙彌見佛で全く互角の勝負であつた彼の腕前は中々達者な物と云はねばなるまい。且前者では判者は顯昭で、彼は康頼の歌が家佐のとは異り凡て（負にされた歌すら）古歌の情趣を湛へてゐる事を殊に稱揚して居り、

例へば右方康頼の勝となつた「山居聞鶯」、「寄祝言戀」てふ題に應じた歌、夫々

「人こはぬよしの、奥もうくひすの聲になくさむ春のつれく」

「君ヶ代のためしにひきし吳竹のひこよもいもに逢よしもかな」

に對する顯照の判詞は

「右歌は吉野のおくまここに春のつれくもなぐさめがたかるべし。ふるき歌にもみよしの、山のかなたに家も

がなよのうきこきの隠れがにせん侍。思ひいでられはべめり。」

「右はふるき歌のふるまひにて心にくこそ聞え侍めれ。「よしのがは岩なみたかく行水のはやくぞ人をおもひそめてし」。今のよにはかゝる體はたえて侍るに、よみおこされて侍こそ、むかしにかへりぬる心地して、我身ひこつよろこびと思ひたまふれ」

の如き物で、前には『古今和歌集』卷十雜、八讀人不知の歌、後には同一戀歌一、紀貫之の歌を引

き合せてゐるのである。又後者では俊成が判者で、主として情調の上から判じてはゐるが、これに

於ても康頼の勝となつた「櫻花云々」の歌及び「つれなしと云々」の歌は、夫々『後拾遺和歌集』卷二の橘

成元の「櫻花云々」の歌、『萬葉集』卷十の「豊國乃云々」の歌の翻案の様に思はれるのである。(註一)然かも

又『千載和歌集』卷八に見ゆる「かくばかり云々」さつまがた云々の歌なども亦、夫々『後拾遺和歌集』

卷七の顯基の「世をすて、云々」の歌、『古今和歌集』卷九の小野篁の「和田の原云々」の歌に出でた物の

如く考へられるのであつて、(註二)かゝる見地よりすれば彼はさうした古歌の翻案即ち當時流行した本歌

取りの歌に於て特に長じてゐたのではないかと思はれてならない。果して然りとすれば彼は單に純

情を歌ふのみの歌人ではなく、此道に於ても相當の修養を経、造詣を持つた人であつたと云へよう。

註一

「山花」櫻はなちり初しまてみし程になぬかになりぬしかの山越の歌は、橘成元の歌(山路落花をよめる)「櫻花道みえぬ迄ちりにけりいかゞはすべき志賀の山越」、「久戀」つれなしとさきくの長濱ながらへて心つくしの物をこそ思へ」の歌は、

『萬葉集』の歌「豊國乃聞之長濱ユナハラ去晚日之昏去者クレシバ妹食序念イモイヌ」の夫々譏案か。

註二 「心のほかなる事ありて知らぬ國に侍りける時よめる」かくばかり靈身の程もわすられてなほ戀しきは都なりけり」の歌は、顯基の歌（後一條院うせさせ給ひて世のほかなくおもほえければ）「世をすて、宿をいでにし身なれ共猶戀しきは昔なりけり」、〔同上〕「さつまがた沖の小島にわれはありま親にはつげよ八重の潮風」の歌は、小野篁の歌「隱岐の國に流されける時に船にのりていでたつてて京なる人の許に遣はしける」和田の原やそ島かけて漕出ぬと人には告げよ天のつり舟」に出でた物が。

五、彼の信仰

最後に彼の信仰は如何であつたらうか。彼が流謫以前上皇の御供をして熊野參詣をした事は既に『梁塵秘抄口傳集』に明かであり、貶謫時代に於ても熊野勸請をし祝詞などを上げた事は事實はともかく有名な挿話で、彼の信仰も當時の世の常として神佛習合的な物であつたらう事は否み得ない事實であり、此の點で『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』所載の熊野勸請に成經俊寛を誘はんとした彼の言葉は、蓋し彼が信仰に程遠からぬ物であつたであらう。

又彼が遠島の途中で出家し、歸洛後東山の雙林寺に籠居した事の『平家物語』諸本及び『源平盛衰記』に見ゆるは、既に述べた處であるが、猶それ等に依れば、彼の舊業がそこにあつたと云ふから、流謫以前既にそこに住んでゐた様で、（拾芥抄によれば、雙林寺は尾張定鑑の建立にかゝり、その人の傳は不詳であるが、彼が前に尾張國に任官せられてゐた事と何等かの關係があるのかも知れない。）且つ彼の仕へ奉つた後白河上皇の殊に崇佛の念厚くましく、た事は歴史の明かに物語る處であり、

又彼の好んだ當時の歌謠の全く佛教融和の物たりし事を考へ合はするならば、彼が一朝逆境に轉落するや、遂に出家發心したであらう事は誠に當然で、歸洛後は事實元々關係のあつた雙林寺に入つたのであらう。

然かもその雙林寺たるや『山城名勝志』には『寺記』を引いて「昔天台宗、至徳中國阿上人移住の時宗云々」とあるから、當時天台宗であつた事は明かで、且つ彼の仕へ奉つた後白河上皇もその御修造遊ばした平等院、又その御造立にかゝる蓮華王院が共に天台宗に屬し、嘉應元年御薙髮の砌には同宗の覺忠に受戒され、翌年復び御受戒遊ばした東大寺も八宗兼學の道場で、又前後四十九回迄御參詣になつた熊野も亦中古以來本地垂迹説に依つて天台宗聖護院、眞言宗三寶院の兩寺兼帶所であつた事を思へば（尤も嘉應元年高野山に御幸ありし等必すしも眞言宗に無關係ではなかつたが）、大體に於て天台宗歸依であらせられた事は明白であるから、康頼も亦天台の教義を受けたであらう事は否み得ぬ事實であらう。

併し更に此處に注意すべきは當時の天台宗に於ては既に念佛往生の思想の盛であつた事である。尤も此は今更云ふ迄もなく慈覺大師に依つて傳へられ、源信僧都に依つて鼓吹された處であるが實際當時に於ては法華信仰と彌陀信仰との間に何等の矛盾が介在しなかつたのであり、既に『今昔物語』卷十にも

「京ノ棲去テ永ク山ニ籠居テ偏ニ法華經ヲ讀誦シ念佛ヲ唱フ亦其ノ際ニハ涅槃經觀無量壽經等ヲ披キ禮ミ亦摩訶止觀文句章疏

等^ヲ學^ビヒ^テ此^ノ善^ノカ^ヲ以^テ必^ズ極^樂ニ^生シ^テ阿^彌陀^佛ヲ^見奉^ラム^事ヲ^願フ^其ノ^後幾^ク程^ヲ經^ズシ^身ニ^病ヲ^受タ^リ然^{レド}正^念不^違ズ^シ
法華經ヲ誦シ念佛ヲ唱ヘテ失ス」

てふ語を載せてゐる如く、それは當時の天台宗僧侶の實生活であり、理想の往生であつたのである。然る以上この天台宗を奉じた彼が亦この例に漏れなかつたらう事は勿論で、前にも引用した『源平盛衰記』^{卷十}に見ゆる。

「丹波の少將も康頼入道も歸洛の後は、毎日に法華經一部を暗誦しよもすがら彌陀念佛を唱て一筋に後世の爲に廻向して今に不忘」

の文も、信仰上は強ち妄言として棄却するにも當るまい。

馬琴は『俊寛考』の終に於て、彼の出塵の志の不徹底を難じたが、その論の事實の誤解に基因するは前にも述べた如くであり、彼が阿波國麻殖の保司になつた後二三の寺院を建立したらう事は前述の如くで、必ずしも俗事に僱促した者でなく、馬琴の難するが如き彼は「媚を鎌倉に賣らんとしてその鬼にあらざる義朝の靈を祭」つたのでないのは勿論、かの訴訟事件の如きも全く止むを得ざるに出でた物で、又歌合などに出席した事實も當時の隱遁者にその例多く、これ亦強ち彼一人のみを責むべきでは決してないのである。即ち歸洛後に於ける彼は全くの隱遁者として俗塵から離れ切つたのでは勿論ないが、敬虔な信仰の所有者として佛に仕へたであらう事は亦何人も否み得ぬ所であらう。